令和６年能登半島地震に係る
射水市被災者支援・災害復興ロードマップ

令和６年４月12日策定

令和７年１月１日更新

令和７年１０月１日更新

令和８年１１月１日更新

射水市

射水市被災者支援・災害復興本部

【目的】

令和６年能登半島地震に係る生活再建に向けた公的支援や公共インフラ復旧等の取組の全体像とスケジュールを「見える化」し、被災者の不安の軽減や安心した暮らしのビジョン形成につなげるとともに、一日も早い復旧・復興を推進する。

なお、このロードマップは令和８年度までの取組を示したものであるが、必要な対応については継続して取り組んでいくとともに、今後の状況に応じて、適宜、更新を行う。

【取組の柱】

上記目的達成に向け、次の４つの柱を軸として取組を進める。

Ⅰくらし・生活の再建

被災者の生活再建に向け、住宅の復旧や生活支援、被災者の心のケア等について、国や県の支援制度との連携や本市の独自支援制度により後押しする。

Ⅱ公共インフラ等の復旧

被災した道路や下水道施設、農林水産業施設、学校等の復旧のほか、橋りょうや上下水道施設の耐震化に取り組み、施設の強靭化を図る。

Ⅲ地域産業の再生

国・県・本市の支援制度の活用により、中小企業や農林水産業等の復興を支援するとともに、観光関連産業についても旅行需要の回復に向けた支援を行い、地域経済の活性化を図る。

Ⅳ防災力の強化

今回の地震に係る避難行動や避難所運営等の災害対応の検証を行い、必要に応じて、地域防災計画や各種マニュアルの見直しを行うとともに、引き続き、自主防災組織の活動や地区防災計画の策定を支援することで、地域防災力の強化を図る。

射水市被災者支援・災害復興ロードマップ

【令和８年１１月１日時点】

＜ 凡 例 ＞
- 当面の取組（着手済み）
- 当面の取組（今後着手）
- 今後を見据えた取組（着手済み）
- 今後を見据えた取組（今後着手）
- 実施予定や必要に応じて実施するもの等
- 更新や変更箇所（朱書き部分）

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
Ⅰくらし・生活の再建							
Ⅰ住宅の復旧	①-1 住宅の応急修理支援 （準半壊以上）	申請受付		終了	※期限までに応急修理を完成することが条件	建築住宅課	⑪
		応急修理		～R7.10.31			
	①-2 住宅の応急修理期間における賃貸型応急住宅の一時提供 （半壊以上）	申請受付	～R7.1.31	※ 理由書の提出により、やむを得ないと認められた場合、R7.3.31まで延長		建築住宅課	―
		罹災証明の日から6か月以内		終了			
	② 全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、解体により発生する廃棄物処理 （半壊以上）	事前相談・申請受付 R6.12.27まで				環境課	―
			解体・処分	～R8.3.31	～R9.3.31 終了予定		
	③ 住宅耐震化支援の推進 （S56.5以前着工の戸建木造住宅の耐震化）	申請受付				建築住宅課	―
		補助金支給			※R9年度以降継続実施		
	④ 被災住宅耐震化支援の推進 （被災住宅[準半壊以上]で基礎補強又は沈下傾斜対策工事を含むもの） （耐震改修改修は準半壊　傾斜対策は一部損壊）		申請受付	～R8.3.31	～R9.3.31 終了予定	建築住宅課	⑭⑮
			支援金支給	～R8.3.31	～R9.3.31 終了予定		

対応項目	取　組	R5年度 （R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧 項目No.
1住宅の復旧 （つづき）	⑤ 宅地液状化の被災状況把握及び宅地液状化対策の推進	被災状況の把握 ・土質調査 ～R7.3.31		対策工法の検討	地元合意 詳細設計 3月～ 本工事 ※R11年度末まで予定	建築住宅課	―
	⑥ 宅地液状化等の復旧支援 （罹災証明書：準半壊以上　要問合せ） ※内容については担当課にお問い合わせください。		申請受付 ～R8.3.31 支援金支給 ～R8.3.31		～R9.3.31 ～R9.3.31 ※R9年度継続予定	建築住宅課	⑯
2被災者生活支援	① 市営住宅の一時提供 （半壊以上）	申請受付 ～R7.3.31 入居から最長1年間			終了	建築住宅課	⑫
	② 賃貸型応急住宅の提供 （半壊以上）	申請受付 ～R7.1.31 入居から最長２年(やむを得ない場合は３年)		終了	終了	建築住宅課	⑬
	③ 経済的負担の軽減 市税・保険料の減免・猶予・延長（市税、国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金保険料、介護保険、水道料金・下水道使用料） 就学・保育援助（学用品の給与、保育料の免除）	申請受付・減免・徴収猶予等 ※国民年金保険料の免除については、R10.7まで保険年金課にて受付可。 ※市税の徴収猶予については、収納対策課に要相談。		終了		課税課、保険年金課、介護保険課、上下水道業務課 学校教育課、子育て支援課	⑲～㉔㉖㉙ ⑥

対応項目	取　組	R5年度 （R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧 項目No.
２被災者生活支援 （つづき）	④-1 被災者生活再建支援金の支給 （準半壊以上）	基礎支援金申請受付	～R8.1.31		～R9.1.31	地域福祉課	⑤
		基礎支援金支給					
		加算支援金申請受付			～R9.1.31		
		加算支援金支給					
	④-2 知事見舞金の支給 （半壊以上）	申請受付		終了		地域福祉課	③
		支給					
	④-3 市災害見舞金の支給 （準半壊以上）	申請受付		終了		地域福祉課	―
		支給					
	④-4 市生活応援金の支給 （準半壊以上）	支給		終了		地域福祉課	―
	④-5 災害弔慰金等の支給（災害障害見舞金含む）	申請受付			※申請があった場合、支給審査委員会の結果に応じて支給する。	社会福祉課	①②
		支給					
	④-6 新築住宅や空き家の取得支援		いみず住まい等応援事業補助金の上限額引上げ			観光まちづくり課	⑰

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
２被災者生活支援（つづき）	④-7 災害援護資金の貸付 （半壊以上）		申請受付 貸付	終了		社会福祉課	⑦
	④-8 生活福祉資金の貸付		申請受付　～R7.9.30 貸付　～R7.9.30	終了		社会福祉課	⑧
	④-9 勤労者生活資金融資（災害復旧資金の貸付）制度の周知	制度周知				商工企業立地課	―
	④-10 生活必需品の現物給与・貸与	生活必需品の給与・貸与		終了		社会福祉課	―
	④-11 医療保険の窓口負担・介護保険及び障がいサービス利用料の猶予、免除	猶予・減免　～R7.9.30		終了		保険年金課、介護保険課、社会福祉課	㉕㉗㉘
	④-12 義援金の配分（県・市）	義援金受付　～R7.12.26	申請受付・支給　～R8.3.31		～R9.3.31 終了予定 ～R9.3.31 終了予定	地域福祉課	④
	⑤ 生活再建に向けた相談窓口の開設、情報提供及び個別相談会の開催	随時開設、情報提供 個別相談会			終了	防災・資産管理課	―

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
２被災者生活支援（つづき）	⑥ 災害ボランティアセンターの設置・運営支援、情報発信、ボランティア活動支援	設置、運営支援 ～R6.1.31	終了			地域福祉課	―
	⑦ 外国人の相談対応	外国人ヘルプデスクの運営				市民活躍・文化課	―
	⑧ 災害時に備えた外国人相談体制の充実	多文化共生キーパーソンの登録拡充				市民活躍・文化課	―
３災害廃棄物処理支援	① 災害廃棄物の仮置場の設置、災害ごみの受入	設置 ～R6.3.29	R6.4.1～ 公費解体用 ～R8.3.31		終了	環境課	
		受入	R6.4.1～ 公費解体用 ～R8.3.31				
	② 災害廃棄物の搬出	搬出	～R8.3.31		終了	環境課	
	③ 災害廃棄物（ブロック塀等）個別回収	相談・受付 ～R6.3.29	終了			環境課	
		回収・搬入					
	④ 全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、解体により発生する廃棄物処理（再掲）	事前相談・申請受付 ～R6.12.27				環境課	
			解体・処分 ～R8.3.31		～R9.3.31 終了予定		
	⑤ 全壊・半壊した家屋等の解体・撤去に伴う片付けごみの受入		受入 ～R8.3.31		終了	環境課	
	⑥ 災害時の廃棄物処理体制の確保	体制構築	体制の確保 ～R8.3.31		～R9.3.31	環境課	

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
4被災者の健康管理	① 避難所避難者の健康状態の把握 ② 要支援者への継続訪問・健康相談への対応等	訪問・健康相談の実施	必要に応じて訪問・健康相談を実施する			健康推進課 こども福祉課	
	③ 被災者の心のケア	心のケアの実施				健康推進課 こども福祉課	
Ⅱ公共インフラ等の復旧							
5土木施設の復旧等							
5-1道路	① 被災した道路の早期復旧	被害状況把握、応急対策 仮復旧 災害査定	復旧工事（道路単独箇所） 復旧工事（下水道復旧必要箇所） 復旧工事（調整必要箇所）		工事完了:8地区 工事発注済:3地区（海竜町は一部） R8:工事発注予定 2地区（朴木、海竜町） R9以降発注予定:1箇所（港町）	道路課	
	② 橋りょう耐震化の促進	橋りょう長寿命化と併せて耐震化を実施				道路課	
5-2公園	① 被災した公園の早期復旧	状況調査 応急復旧 災害査定 災害復旧事業　24公園	復旧工事	終了		都市計画課	
6上下水道施設の復旧等							
6-1上水道	① 上水道施設の耐震化の推進	上水道施設の更新に合わせた耐震化				上水道工務課	
6-2下水道	① 被災した下水道施設の早期復旧	応急対策 災害査定	被災延長:16.4km　復旧完了:11.8km 発注済:16.1km R9以降発注予定:0.3km（港町） 復旧工事（工事可能箇所から随時着手）			下水道工務課	

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
6-2下水道（つづき）	② 下水道施設の耐震化の推進	下水道施設の改築に合わせた耐震化				下水道工務課	
7交通インフラの復旧（公共交通・付属施設）	① 被災状況の把握	状況調査	終了			生活安全課	
	② 被災設備の復旧・復旧支援	状況調査	設備復旧に係る支援	終了		生活安全課	
8農林水産業施設の復旧							
8-1農業用施設	① 被災状況の把握・復旧／用排水路・農道	状況調査	応急対応	測量設計、復旧工事	～R9.3.31 終了予定	農林水産課	
	② 被災状況の把握・復旧／橋梁（農道橋）		災害査定 応急対応	大江地区 R9:被災復旧【橋梁下部（橋脚・橋台）】 R10：被災復旧【橋梁上部】 測量設計 測量設計、復旧工事		農林水産課	
8-2林道等	① 被災状況の把握・復旧	状況調査	応急対応 測量設計、復旧工事	終了		農林水産課	
9文教施設・文化財の復旧等							
9-1市立学校	① 被災状況の把握・復旧	状況調査 応急対策 復旧工事（小規模等）	復旧工事	終了		学校教育課	

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
9-2文教施設（文化施設・スポーツ施設・社会教育施設）	① 被災状況の把握・復旧	状況調査	測量設計	復旧工事 終了	小杉展示館 復旧済 R7.12.3 フットボールセンター復旧済 R7.3.31	市民活躍・文化課 生涯学習・スポーツ課	
9-3文化財	① 文化財等の被災状況の確認	状況調査		1次・2次調査 終了		生涯学習・スポーツ課	
	② 文化財等建造物へ復旧支援（技術支援）		3次調査（技術支援）	補助金交付	終了	生涯学習・スポーツ課	
10行政施設の復旧等	① 庁舎等の被害状況の把握・復旧	状況調査・応急対応	追加修繕の検討・実施	終了		防災・資産管理課	
Ⅲ地域産業の再生							
11中小企業者等の復旧・復興支援	① 国・県・市の支援メニューの活用支援	制度の周知・相談窓口の設置 新たな市独自支援策の検討・実施		国・県の支援制度継続・新設への対応		商工企業立地課	
	② 事業継続計画（BCP）等の策定支援	専門家派遣補助での支援、商工団体による策定支援				商工企業立地課	
	③ 地域経済活動の活性化支援		いみずデジタル商品券の発行	終了 新たな支援策の検討・展開		商工企業立地課	
	④ 地域産業の迅速な復興支援	状況調査 補助金・融資制度の周知	被災届出証明書発行 ～R8.3.31	国・県の支援制度継続・新設への対応	～R9.3.31	商工企業立地課	

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
12観光関連産業の支援	① 観光施設や宿泊施設の被災状況・影響の把握	状況調査・影響把握		終了		観光まちづくり課	
	② 国・県・市の支援メニューの活用支援	制度周知		終了		観光まちづくり課	
	③ 風評被害対策（観光プロモーション等）も含めた観光需要喚起		観光需要喚起策の実施	終了		観光まちづくり課	
13農林水産業の経営支援							
13-1農地等の復旧	① 被災状況の把握・復旧支援	状況調査 応急対応	測量設計、復旧工事		終了	農林水産課	
13-2農業施設等の再建と営農支援	① 被災状況の把握・復旧支援	状況調査		終了		農林水産課	
	② 国・県の支援メニューの活用支援 （農業施設等）	状況調査		終了		農林水産課	
	③ 営農継続の支援	状況調査		終了		農林水産課	
	④ 地域営農の継続・強化	状況調査		終了		農林水産課	
13-3漁船・漁具等の復旧と操業支援	① 被災状況の把握・復旧支援	状況調査	復旧・支援 復旧（漁港関連施設・県）		終了	農林水産課 R9まで予定 新湊漁港西地区・東地区 県工事継続	

対応項目	取　組	R5年度（R6.1～）	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧項目No.
13-3漁船・漁具等の復旧と操業支援（つづき）	② 国・県の支援メニューの活用支援	状況調査	国・県申請	国・県の支援制度継続・新設への対応	終了	農林水産課	
	③ 漁業継続・継続的な資源管理についての支援	状況調査		新たな支援の検討	～R9.3.31	農林水産課	
Ⅳ防災力の強化							
14防災・減災に対する計画等の見直し	① 地域防災計画、各種マニュアルの検証・見直し	検証		市検証委員会、国・県の計画変更を踏まえた見直し	終了 随時見直し	防災・資産管理課	
	② 避難所運営の検証・見直し	検証		見直し	終了 随時見直し	防災・資産管理課	
	③ 備蓄品の検証・見直し	検証		随時検証・見直し		防災・資産管理課	
15地域防災力の向上	① 地区防災計画の策定	策定支援				防災・資産管理課	
	② 自主防災組織の育成	活動支援					
	③ 防災に関する情報発信	出前講座、市報、市ホームページ等により発信				防災・資産管理課	

対応項目	取　組	R5年度 (R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	担当課	支援一覧 項目No.
15地域防災力の向上 （つづき）	④ 防災士の養成・連携	防災士資格取得支援、連携強化				防災・資産管理課	
	⑤防災協定の拡充	協定企業等の拡充				防災・資産管理課	

令和６年能登半島地震に伴う
被災者支援一覧

能登半島地震で被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

被災された市民の皆様に対する市や県などの主な支援をまとめました。

詳しくは問合せ先までご連絡ください。

令和8年11月1日現在

区分			内容	罹災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	見舞金	① 災害弔慰金の支給	生計維持者が死亡した場合に500万円、その他の者が死亡した場合に250万円	不要	社会福祉課 ☎51-6670
		② 災害障害見舞金の支給	心身に重度の障害を受けた、世帯の生計維持者に250万円、その他の者に125万円	不要	社会福祉課 ☎51-6670
		③ 知事見舞金の支給 【終了しました】	住宅の全壊世帯に10万円、半壊世帯に5万円	**必要** **（半壊以上）**	地域福祉課 ☎51-6625
	義援金	④ 県・市義援金の配分	被災された方々のために全国から寄せられた義援金を罹災証明書で「一部損壊」以上の判定を受けた世帯に配分します。（対象の方には、順次個別に案内）	**必要** **（一部損壊以上）**	地域福祉課 ☎51-6625
	生活支援	⑤ 被災者生活再建支援金の支給	住宅が準半壊以上の被害を受けた世帯などに、被害の程度と住宅の再建方法などに応じて15万円～300万円（1人世帯は4分の3の額）	**必要** **（準半壊以上）**	地域福祉課 ☎51-6625
		⑥ 学用品の給与 【終了しました】	住宅の全壊、半壊により学用品を喪失または損傷した児童生徒に学用品を給与	**必要** **（半壊以上）**	学校教育課 ☎51-6635
	資金貸付	⑦ 災害援護資金の貸付 【終了しました】	1か月以上の負傷、または住宅、家財に大きな被害を受けた世帯主に、被害の程度などに応じて150万円～350万円を貸付	**必要** **（半壊以上）**	社会福祉課 ☎51-6670
		⑧ 生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付 【終了しました】	被災した世帯に緊急・一時的に必要となる生活費を貸付 **限度額：**原則10万円以内(特別の場合20万円以内)	不要	射水市社会福祉協議会 ☎55-5203
		⑨ 災害復旧資金の貸付	勤労者の住宅復旧などに必要な資金を貸付 限度額：150万円	詳細はお問い合わせください。	北陸労働金庫の各支店
	ブロック塀などの撤去	⑩ 危険なブロック塀等の撤去	地震の際のブロック塀の倒壊による人的被害の防止を図るため、避難道路等に面した危険なブロック塀等の撤去及び、撤去後に軽量フェンス等を設置する場合に、工事に要する費用の一部を補助（注：フェンスの設置工事単独では、補助対象となりません。） ・撤去工事：上限12万円 ・フェンス等設置工事：上限6万円	不要	建築住宅課 ☎51-6683

区分			内容	罹災証明書の要否	問合せ先
被災者の生活確保	住宅の確保	⑪ 住宅の応急修理 【終了しました】	準半壊以上の被害を受けた住宅について、屋根や床、外壁など、生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者に依頼し、修理費用を市が直接業者に支払う制度。 ※個人が修理費用を業者に支払ってしまうとこの制度は利用できませんので、修理前に必ず市へ申込ください。 ※令和7年10月31日までに修理を完了する必要があります。 ・全壊、半壊　上限70万6,000円 ・準半壊　　上限34万3,000円	**必要** **（準半壊以上）**	建築住宅課 ☎51-6683
		⑫ 市営住宅の一時提供 【終了しました】	住宅が半壊以上の被害を受けた方に市営住宅を一時的に提供。家賃は最大１年間免除、敷金免除（共有費と光熱費は自己負担）	**必要** **（半壊以上）**	建築住宅課 ☎51-6683
		⑬ 賃貸型応急住宅の提供 【新規申請受付は終了しました】	対象者：罹災証明書で「半壊」以上と判定され、住宅として再利用ができず、やむを得ず解体される方 ※賃貸物件は、申込者が自ら仲介業者等（不動産店）を介して探す。 支援内容：入居期間２年以内。その間の家賃、共益費、退去修繕負担金、礼金等を補助（光熱水費は自己負担） ※入居申込期限は令和７年１月３１日（金）	**必要** **（半壊以上）**	建築住宅課 ☎51-6683
		⑭ 被災住宅の耐震改修支援	液状化等の被害を受けた住宅のうち、罹災証明書にて「準半壊」以上の判定、及び耐震診断により耐震性が不足していると認められる場合、耐震改修工事又は、基礎補強を行う現地での建替え工事費の一部を補助（上限140万円） ※「一部損壊」の判定でも、液状化に伴う一定以上の沈下傾斜が認められる場合は、対象となる場合あり	**必要** **詳細はお問い合わせください。**	建築住宅課 ☎51-6683
		⑮ 被災住宅の沈下傾斜対策支援	**「一部損壊」の判定を受けた住宅**で、一定（1/100）以上の沈下傾斜が生じた床、壁等に対し、基礎補強・沈下傾斜対策・傾斜した床を水平にする等の工事費を全額補助（上限30万円）	**必要** **（一部損壊）** **詳細はお問い合わせください。**	建築住宅課 ☎51-6683
		⑯ 宅地液状化等の復旧支援	罹災証明で「準半壊」以上の判定を受けた住宅の用に供する宅地の所有者等に対して、地盤の復旧・地盤改良・傾斜復旧等に伴う工事費から50万円を控除した額の2/3を補助 （上限766万6千円） ※「一部損壊」の判定でも、液状化に伴う一定以上の沈下傾斜が認められる場合は、対象となる場合あり	**必要** **詳細はお問い合わせください。**	建築住宅課 ☎51-6683
		⑰ 新築住宅や空き家の取得支援	能登半島地震により居住地の移転や住宅の再建を余儀なくされた方（罹災証明書にて「半壊」以上の判定）が、自ら居住するために住宅（新築・空き家）を取得した場合に、該当条件に応じて支援します。 新築住宅の取得：上限160万円 空き家の取得：上限130万円 ※市外からの転入の場合は加算あり	**必要** **（半壊以上）**	観光まちづくり課 ☎51-6676
		⑱ 住宅再建時の利子助成	自ら居住していた住宅に一定の被害を受けた方等が、居住する住宅を新築、購入又は補修するために、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部または一部について助成　限度額：300万円	**詳細はお問い合わせください。**	富山県 建築住宅課 ☎076-444-3355
市税等の減免など		⑲ 市税の徴収猶予	災害に起因し納税をすることができないと認められる金額を限度として、原則1年以内の一定期間、納税を猶予	詳細はお問い合わせください。	収納対策課 ☎51-6620
		⑳ 固定資産税の減免 【終了しました】	土地・家屋・償却資産に一定以上の被害を受けた方の固定資産税を被害の程度に応じて減免 （市が現地調査等を行い、一定の要件を満たした場合に該当）	**必要** **（半壊以上）**	課税課 ☎51-6619
		㉑ 固定資産税の特例措置	被災した家屋・償却資産に代わる家屋・償却資産を取得等した場合の固定資産税を減額	詳細はお問い合わせください。	課税課 ☎51-6619
		㉒ 個人市・県民税の減免 【終了しました】	住宅などが中規模半壊以上の被害を受けて、著しく納税が困難となった方の個人市県民税を被害の程度に応じて減免	**必要** **（中規模半壊以上）**	課税課 ☎51-6618
		㉓ 国民健康保険税の減免 【終了しました】	住宅が半壊以上の被害を受けた方や、能登半島地震の影響により主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して3割以上の減少が見込まれる世帯等の国民健康保険税を減免	詳細はお問い合わせください。	保険年金課 ☎51-6628
		㉔ 後期高齢者医療保険料の減免 【終了しました】	住宅が半壊以上の被害を受けた方や、能登半島地震の影響により主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して3割以上の減少が見込まれる世帯等の後期高齢者医療保険料を減免	詳細はお問い合わせください。	保険年金課 ☎51-6628
		㉕ 国民健康保険または後期高齢者医療保険の医療費の免除 【終了しました】	住宅が半壊以上の被害を受けた方等の医療費の窓口負担分を免除	詳細はお問い合わせください。	保険年金課 ☎51-6628
		㉖ 介護保険料の減免 【終了しました】	住宅が半壊以上の被害を受けた方や、能登半島地震の影響により主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して3割以上の減少が見込まれる世帯等の介護保険料を減免	詳細はお問い合わせください。	介護保険課 ☎51-6627
		㉗ 介護サービス利用料の免除 【終了しました】	住宅が半壊以上の被害を受けた方等の介護サービス利用料を免除	詳細はお問い合わせください。	介護保険課 ☎51-6627
		㉘ 障がいサービス利用料の免除 【終了しました】	住宅が半壊以上の被害を受けた方等の障がいサービス利用料を被害の程度に応じて免除	詳細はお問い合わせください。	社会福祉課 ☎51-6626
		㉙ 国民年金保険料の免除	住宅、家財、その他財産についておおむね２分の１以上の損害を受けた場合は、住家等の被害の程度に応じて免除	詳細はお問い合わせください。	保険年金課 ☎51-6628